

筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会

「アピール」賛同署名 に協力してください

日本国憲法

第二章 戦争の放棄

第九条

一 日本国民は、

正義と秩序を基調とする

国際平和を誠実に希求し、

国権の発動たる戦争と、

武力による威嚇又は武力の行使は、

国際紛争を解決する手段としては、

永久にこれを放棄する。

二 前項の目的を達するため、

陸海空軍その他の戦力は、

これを保持しない。

国の交戦権は、

これを認めない。

筑波研究学園都市研究所・大学関係9条の会

連絡先：茅野徳治 tel.029-857-6593